

北海道文教大学特別聴講学生規則

(平成11年4月7日 程 第14号)

(趣 旨)

第1条 北海道文教大学学則第34条第2項及び大学院学則第43条第3項の規定に基づく特別聴講学生に関する必要な事項は、この規則の定めるところとする。

(大学間の協議)

第2条 本学と他の大学との協議は、教授会又は当該研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て学長が行う。

(入学の時期)

第3条 入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があると認められたときは、この限りではない。

(出願手続)

第4条 出願は、所属する大学を通じ所定の期日までに入学願書及び別に定める書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(選 考)

第5条 選考は、教授会等において行う。

(入学の許可)

第6条 学長は、前条に規定する選考の結果、合格した者について入学を許可する。

(身分の喪失)

第7条 特別聴講学生が、その所属する大学の学生の身分を失ったときは、同時に本学の特別聴講学生としての身分を失う。

(履修期間)

第8条 特別聴講学生の履修期間は、原則として半期又は1年とする。

(授業科目)

第9条 特別聴講学生が履修することができる授業科目は、他の大学との協議により定めるものとする。

(単位の授与)

第10条 特別聴講学生が、所定の授業科目を履修し、その試験に合格したときは、単位を授与する。

(施設、設備等の利用)

第11条 特別聴講学生は、学習するために必要な施設及び設備等を利用することができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第12条 検定料、入学料及び授業料（以下「授業料等」という。）に関する規則は、別に定める。
2 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が、授業料等を相互に徴収しないことを定めた大学間交流協定に基づき本学に入学する外国人留学生であるときは、本学における授業料等は徴収しない。

(学則等の準用)

第13条 この規則に定めるもののほか、特別聴講学生に関する事項は、学則及びその他の学内規程を準用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。